

白位につかせ給しにも又關白にならせ給しかば、四代のみかせの關白にて、ふたゝび攝政と申
き、昔もいとたゞひなきことにこそ侍りけめ、おほきおどりにもふたゞひなり給へりし、いとあ
りがたく侍りき。

〔續世繼五〕ふぢのはつ花攝政前右大臣○基藤原とてちかくおはしましゝは、法性寺のおどり○忠の
太郎にぞおはしまさゝ、○中二條のみかせくらゐにつかせ給しに、ちゝおどりのゆづりにて、保
元三年三月十六日關白になり給御。年十六とぞきこえ侍し、むかしよりかくきびはにてなり給
へる一人、これやはじめておはしますらん、からくにゝ甘羅といひける人は、十二にてぞ大
臣になり給ける、よの人をさなしとも申さゝりけり、人によるべきことにこそ侍めれ、○中永萬
元年六月みかせくらる、みこ條六にゆづり奉らせ給し日、攝政にならせ給ふ。

〔愚管抄四〕鳥羽院踐祚の時、御母は實季のむすめなり、東宮大夫公實は外舅にて、攝錄の心ありて、
家すでに九條右丞相の家にて候、身大納言にて候、いまだ外祖外舅ならぬ人、踐祚にあひて攝錄
する事候はず、さ候はぬたびくは、大臣大納言などにその人候はぬ時こそ候へと白川院にせ
め申けり、我御身も公成のむすめの腹にて、ひき思召御心やふかゝりけん、思召煩ひて御思案あ
らんとや思召けん、御前へ人のまゐる道を三重までかけまはして、御とのごもりけり、其時今日
すでに其日なり、未催なんせもなし、こはいかにとおぞろき思ひて、其時の御うしろみ、さうなき
院別當にて俊明大納言ありければ、束帶を正しくさうぞきてまゐれりける、御前さまの道みな
とぢたりければ、こはいかにとてあらゝかに引けるを、うけ給りてかけたる人いできて、かうか
うといひければ、世間の大事申さんとて俊明がまゐるに、猶かけよと云仰はいかでかあらん、た
だあけよといひければ、皆あけてけり、近くまゐりてうちしはふきければ、誰と問せ給ふに俊明
となりければ、何事ぞと仰ありければ、御受禪の間の事いかに候やらん、日も高くなり候へば